

電球、蛍光灯等の購入に関する基本契約（案）

県立6病院（北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、精和病院、宮古病院、八重山病院）において使用する電球、蛍光灯等の売買に関する単価について、購入者代表 沖縄県立中部病院（以下「甲」という。）と納入業者 ×××（以下「乙」という。）は、次の条項によりの基本契約を締結する。

第1条 品名、規格、購入単価及び取引に係る消費税及び地方消費税は、別添のとおりとする。

第2条 前条に規定する消費税等の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地歩税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、購入代金に110分の10を乗じて得た額である。

第3条 契約期間は、契約締結日から令和3年3月31日までとする。

第4条 乙は、本基本契約締結後、甲の指示に従って第1条及び第2条の内容に基づき各県立病院の長と別途個別契約を締結するものとする。

上記契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里281番地
沖縄県立中部病院
院長 名

乙